

## [検討事項] □公平、公正な委員等の選任

### 1. 考え方について

委員会委員を選任するときは、全議員が公平、公正に選任されるような選任方法を検討する。

### 2. 福島市議会の状況

**先例 214** 常任委員の選任はあらかじめ各派代表者会において協議し、議会運営委員会の議を経た後、一般選挙後最初の議会で議長が会議に諮って指名するのが例である。

**先例 220** 議長は、閉会中に常任委員の所属を変更した場合には、直近の会議に報告するのが例である。

**先例 228** 議会運営委員会の構成は、全交渉会派が参画し、委員はおおむね各交渉会派の按分比例により選任するのが例である。

**先例 231** 特別委員会の設置は、議長発議により行うのが例である。

(注) 委員は各交渉会派の所属議員数に按分して選出するのが例である。

**先例 234** 各会計歳入歳出決算認定の件及び水道事業会計決算認定の件の審査に当たっては、それぞれ決算特別委員会を設置するのが例である。

(注) 平成 15 年 9 月定例会の各会計歳入歳出決算認定の件及び水道事業会計決算認定の件審査のための決算特別委員会設置にあたって、委員定数設定の基本的な考え方を次のとおりとした。

- ①最小交渉会派（3 人）を基準として、交渉会派基礎数を 3 で除した値の小数点以下第一位を四捨五入して得た数値を各交渉会派の持ち数とする。
- ②議長（慣例）、監査委員（職務上）は委員の対象外とする。
- ③副議長も議長に準じて委員の対象外とする。
- ④交渉会派基礎数は、所属議員数から正副議長、監査委員を除いた数をいう。
- ⑤所属議員が 2 人以下の会派については任期中の参加を認める。
- ⑥委員定数は、各交渉会派の持ち数と所属議員が 2 人以下の会派の合計とする。

(平成 15 年 8 月 29 日 議会運営委員会で申合せ)

(参 考) 平成 15 年 9 月定例会～平成 18 年 9 月定例会（定数 10 名）

(注) 平成 20 年 9 月より、決算認定のための決算特別委員会が、議長を除く全議員、または議長並びに議会選出の監査委員を除く全員を委員として設置されている。

### 3. 参考条文、参考事例等

○松阪市 第 7 条（議会運営の原則） ※条例は現在、策定中。

- 3 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の委員の選任に当たっては、公平性及び公正性の確保に努めるものとする。